

統一的な基準による財務書類について

平成26年に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が総務省から示され、現在、各地方公共団体において財務書類の作成が進められています。

本市においては、平成28年度決算分まで総務省改訂モデルにより財務書類を作成してきましたが、国の要請に基づき、同年度分から統一的な基準による財務書類を作成していきます。

1 導入の目的

これまでの現金収支という事実に基づく現金主義、単式簿記による地方公共団体の決算処理においては、資産の形成や償却、現金取引以外の負債に対する分析が困難であり、コスト分析等の点において課題を有していました。

このことから、取得原価を基準とする固定資産台帳を整備し、現金収支の有無に関わらず経済活動の発生事実に基づく発生主義、複式簿記により、全国統一的に財務書類を作成し、課題対応を図ることを目的としています。

統一的な基準による財務書類については、国から平成29年度中の作成が要請されています。

2 財務書類等の作成経過

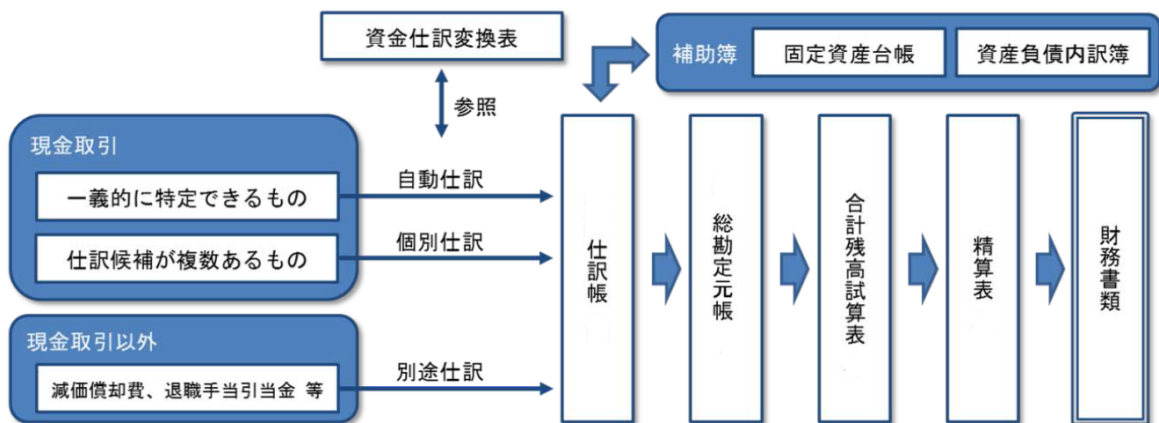
会計方針に基づき開始固定資産台帳を整備し、異動処理（仕訳）を期末一括方式により行い、主に次の帳簿等の作成に主眼を置き、取り組みました。

(1) 平成28年度固定資産台帳の整備

平成28年度期首固定資産台帳（開始時）を整備し、平成30年1月に年度中の異動を反映（仕訳）した期末固定資産台帳を作成しました。

(2) 平成28年度財務書類の作成

現金及び現金以外の取引を仕訳し、平成30年2月に財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書）を作成しました。



財務書類作成の流れ（総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を基に作成）

3 公表する財務書類等

次の財務書類等についての公表を予定しています。

(1) 平成28年度財務書類（資料2）

ア 貸借対照表

所有している資産の内訳（勘定科目）と、資産を取得するに当たっての負担を対比し、その現状を示したもの

イ 行政コスト計算書

行政サービスに要した費用と、その費用の内訳となる受益者負担、税金等を示したもの

ウ 純資産変動計算書

貸借対照表の純資産の部に計上される現在の負担となる一般財源、国県支出金などの項目の変動額、変動要因を示したもの

エ 資金収支計算書

行政活動に伴う資金の流れを業務、投資、財務に区分し、それぞれの収支状況を示したもの

(2) 固定資産台帳

固定資産について、取得から除売却処分に至るまでの経緯を個々に管理するための帳簿であり、会計上の価額管理を行うための取得価額、耐用年数等の情報を網羅的に記載したもの

4 会計方針の概要

(1) 財務書類作成の基本的な考え方

統一的な基準による財務書類については、地方公会計マニュアル（総務省作成）、本市会計方針に基づき作成しました。

（主な会計方針）

ア 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としました。

また、開始後については、原則として取得原価とし、再調達は行わないこととしました。

イ 出資金の評価基準及び評価方法

出資金のうち、市場価格があるものについては、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表の価額としました。

出資金のうち、市場価格がないものについては、出資金額をもって貸借対照表の価額としました。

ウ 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）、無形固定資産ともに、定額法を採用しました。

エ 引当金の計上基準及び算定方法

(㊦) 徴収不能引当金

過去の平均不納欠損率により計上しました。

(㊧) 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しました。

(㊨) 退職給付引当金

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従い計上しました。

(㊩) 損失補償引当金

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従い計上しました。

オ リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行いました。

少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱とし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行いました。

カ 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3か月以内の短期投資等）を資金の範囲としました。このうち、現金同等物は、短期投資のほか、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

キ その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税込方式としています。

(2) 総務省改訂モデルからの移行に伴う変更点

改訂モデルから、統一的な基準への移行に伴い、有形固定資産の減価償却累計額について、各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除して得た額を当該各有形固定資産の金額として表示する方法（直接法）から、各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示する方法（間接法）に変更しました。

その他、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成27年1月総務省）の表示方法に合わせ、変更を行いました。

(3) 偶発債務

ア 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する事象はありません。

イ 係争中の訴訟等の内容

該当する事象はありません。

(4) その他財務書類に関する事項

ア 一般会計等財務書類の対象範囲

一般会計等の対象範囲は、一般会計、北部第二（三地区）土地区画整理事業費特別会計、墓園事業費特別会計、柄沢特定土地区画整理事業費特別会計です。

なお、普通会計と異なり、区画整理事業のうち宅地造成事業に係る事業費

を対象範囲に含みます。

イ 全体財務書類の対象範囲

全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計，北部第二（三地区）土地区画整理事業費特別会計，墓園事業費特別会計，国民健康保険事業費特別会計，柄沢特定土地区画整理事業費特別会計，湘南台駐車場事業費特別会計，介護保険事業費特別会計，後期高齢者医療事業費特別会計，下水道事業費特別会計，市民病院事業会計

ウ 連結財務書類の対象範囲

連結財務書類の対象範囲は次のとおりです。

藤沢市民会館サービス・センター株式会社，一般財団法人藤沢市開発経営公社，藤沢市土地開発公社，株式会社藤沢市興業公社，公益財団法人藤沢市まちづくり協会，公益財団法人藤沢市みらい創造財団，公益財団法人藤沢市保健医療財団，公益財団法人湘南産業振興財団，社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会，神奈川県後期高齢者医療広域連合

エ その他

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては，出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数をもって会計年度末の係数としています。

また，表示単位未満を四捨五入して表示しているため，合計金額が一致しない場合があります。